



法学検定試験委員会

公益財団法人

日弁連法務研究財団

公益社団法人

商事法務研究会



「法の翼」思考力テスト

高校での出張講義や大学法学部での初年度教育に

このテストは、単なる法知識を問うものではありません
これからの社会を生き抜くための“法の翼”を身に付けてほしい
という思いを込めたプロジェクトが提供する
「知識・覚えること」より「考えること」に重点を置いたテストです!

法の翼 思考力テストって何??

主に法学部生を対象として法的知識がどれくらい身についているかを確認するための試験を実施してきた法学検定試験委員会が、法教育に取り組む法学者・弁護士・高校教育関係者の協力を得て、主に高校生を対象として「知識・覚えること」ではなく「考えること」の楽しさを実感してもらうために立ち上げたのが「法の翼」プロジェクトです。

このテストは、「考えること」に重点を置いた問題に取り組むことにより、法的思考の面白さを実感し、日常生活に必要な考える力を身につけてもらうことを目指す、新たな試みです。

通常のテストのように「どれだけ知っているか」を問うものではありませんので、いわゆる事前のテスト勉強は必要ありません。そのかわり、自分の頭で考える問題に取り組んだ後で、web上で公開する解説講義を聞き、解説冊子を読んで、なぜこの問題が出題されたのか、どのように考えたらいいのかについて再度自分の頭で考えてみてください。勉強してからテストを受けるのではなく、テストを受けた後で勉強する。それがとても大切です。さあ、自分の考える力を試してみましょう!

どんな問題が出る?(サンプル問題)

A(24歳)は、Bを殴って怪我をさせたという容疑で、警察に逮捕された。その後、Aは起訴され、裁判を受けている。この裁判で検察官は、Aは有罪であると主張し、たくさんの証拠を出した。弁護人は、Aの無罪を主張し、やはり多くの証拠を出した。裁判所は、検察官と弁護人の言い分も踏まえ、証拠を一生懸命検討した。そうすると、Bが誰かに殴られて怪我をしたことは間違いないが、その犯人がAであるかどうかについては、どうしても結論を出すことができなかった。Aが犯人である可能性もあるが、別人が犯人である可能性もあり、どちらとも決められなかったのである。

このとき裁判所はどうすべきかについて述べたつぎの文章の空欄に入る正しい語句をカッコ内からそれぞれ選びなさい。

犯人である可能性のあるAを(無罪/有罪)にすると、(犯人/無実の人)を逃してしまうことになるかもしれない。しかし、犯人が別人である可能性があるのにAを(有罪/無罪)にすると、(無実の人/別人)を処罰することになってしまうかもしれない。どちらも困った事態であるが、前者を選択すると、間違ったときの不利益は(A/世の中のみんな)が(ひとりで全部/少しずつ)負うことになるのに対し、後者を選択すると、間違ったときの不利益は(世の中のみんな/A)が(少しずつ/ひとりで全部)負うことになる。だから、(前者/後者)を選んだ方がよい。つまり、裁判所は、Aを(無罪/有罪)とすべきである。

解説
解答は
次頁へ!

高等教育の新たな形に期待します

覚えた知識を試すテストではなく、問題を自ら考えた後で何をどう考えるべきなのかを学ぶという新たな取り組みが、知識偏重と言われる日本の教育システムに一石を投じ、高等教育が本来あるべき姿を取り戻すきっかけとなるのではないかと期待します。「法の翼」思考力テストに期待します。

大学で学ぶ、とくに法学を学ぶということは、様々な問題に対していろいろな角度から解決方法を考えることこそが重要です。そのような感覚を身に付け、そのような視点を持って大学に入ってきてくれることを、大学としてとても歓迎します。このテストをぜひ考える癖をつけるきっかけとしてください。

(早稲田大学総長・鎌田薫)



【サンプル問題解説】

問題文は
前ページに
あります

〈出題意図〉

本問は、ある被告人について有罪とも無罪とも証明がなされなかったときに、被告人の利益になるように無罪の判決が下されるべきこと(「疑わしきは被告人の利益に」)を確認するとともに、その理由を考えてもらうことを目的としています。

〈問題文の解説〉

ある被告人について有罪とも無罪とも証明がなされなかった場合に無罪とすべきことは、知識としては知っていても、なぜ限りなく黒に近いグレーも無罪としなければならないのかについて、腑に落ちる説明をするのは必ずしも容易ではありません。問題文中の「文章」は、この点についてのひとつの明快な説得力のある説明になっています。空欄を適切な語句で埋めると、つぎのとおりです。

犯人である可能性のあるAを(無罪)にすると、(犯人)を逃してしまうことになるかもしれない。しかし、犯人が別人である可能性があるのにAを(有罪)にすると、(無実の人)を処罰することになってしまうかもしれない。どちらも困った事態であるが、前者を選択すると、間違ったときの不利益は(世の中のみんな)が(少しずつ)負うことになるのに対し、後者を選択すると、間違ったときの不利益を(A)が(ひとりで全部)負うことになる。だから、(前者)を選んだ方がよい。つまり、裁判所は、Aを(無罪)とすべきである。

Aが無実なのに有罪とされるならば、それがAにとって不利益なのは言うまでもないでしょう。では、Aが犯人なのに無罪とされるとき、世の中のみんなが少しずつ不利益を負担するというのはどういうことでしょうか。

これは、反対に犯人を有罪とする場合から考えれば分かりやすいでしょう。犯罪者を正しく有罪だとして必要な刑罰を科すことは、将来の犯罪の予防が図られるなどの点で、社会全体にとっての利益です。そのとき、社会のメンバーはみんなでその利益を少しずつ受け取っていることとなります。したがって、逆に犯罪者が無罪放免となることは、本来社会が得るはずの利益が得られないという意味で不利益であり、社会のメンバーはみんなでその不利益を少しずつ分担して負うこととなります。

正しい語句を入れて文章全体をもう一度読んでみましょう。

問題を作っている人たち：座長 大村 敦志(東京大学教授、民法)

(2018年8月現在、五十音順)

青木 人志(一橋大学教授、比較法)、

飯田 高(東京大学准教授、法社会学)、

笹倉 宏紀(慶應義塾大学教授、刑事訴訟法)、

穴戸 常寿(東京大学教授、憲法)、

谷口 功一(首都大学東京教授、法哲学)、

早川 吉尚(立教大学教授、国際私法)、

村松 剛(弁護士、法教育(日弁連市民のための法教育委員会委員))、

吉田 俊弘(大正大学教授、法教育(元筑波大学附属駒場中学校・高等学校教諭))、

和田 俊憲(慶應義塾大学教授、刑法)



主催：公益財団法人日弁連法務研究財団 公益社団法人商事法務研究会
法学検定試験委員会事務局

TEL: 03-5614-5636 メール: law-tsubasa@ab.inbox.ne.jp

<http://www.jlf.or.jp/hogaku/tsubasaproject.shtml>

※ホームページに都度重要なお知らせを更新いたしますので、定期的にご確認ください